

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
<p>（「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義）</p> <p>23-9 法第23条第6項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、おおむね次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「亡失」とは、原則として、貨物が物理的に存在しなくなることをいうものとし、その原形をある程度とどめている場合であっても、その課税物品の本来の性質、形状、構造、機能及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に復元するには新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含むものとする。</p> <p>(4) 「滅却」とは、<u>貨物に対して焼却、破碎、溶解、発酵等の処理を行うこと</u>により貨物の形態をとどめなくすることをいい、当該処理によって、再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合も含む。</p> <p>なお、当該貨物の<u>経済的価値</u>がほとんどないと認められる状態（例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、碎片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断）にし、かつ取締上支障がないと認められる場合は、「滅却」とみなして扱うこととする。</p>	<p>（「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義）</p> <p>23-9 法第23条第6項ただし書<u>《関税を徴収されない場合》</u>に規定する「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、おおむね次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「亡失」とは、原則として、貨物が物理的に存在しなくなることをいうものとし、その原形をある程度とどめている場合であっても、その課税物品の本来の性質、形状、構造、機能及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に復元するには新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含むものとする。</p> <p>(4) 「滅却」とは、<u>焼却等</u>により貨物の形態をとどめなくすることをいう。</p> <p>ただし、当該貨物の<u>残存価値</u>がほとんどないと認められる状態（例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、碎片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断）にし、かつ取締上支障がないと認められる場合は、「滅却」とみなして扱うこととする。</p>
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第3節 保税蔵置場	第3節 保税蔵置場
<p>（貨物の滅却の承認申請手続等）</p> <p>45-2 法第45条第1項ただし書の規定による外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。）の滅却の承認申請手続等については、次による。</p>	<p>（貨物の滅却の承認申請手続等）</p> <p>45-2 法第45条第1項ただし書の規定による外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。）の滅却の承認申請手続等については、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 外国貨物の滅却の承認申請は、当該承認申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「滅却（廃棄）承認申請書」(C-3170) 2通を提出することにより<u>行うものとし</u>、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。なお、令第38条に規定する「法第45条第1項ただし書（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）に規定する承認を受けようとする者」には、当該貨物の貨主のほか、契約（約款を含む。）に基づき当該貨物に係る処分の権限を有する者も含まれるので、留意する。</p> <p>また、恒常に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合であって、税関長が取締上支障がないと認めたときは、一定期間について包括的に承認して差し支えない。この場合においては、あらかじめ「包括滅却承認申請書」(C-3171) <u>2通を税関に提出することを求める</u>、うち1通に承認印を押印して申請者に交付するものとし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡することを求めるとともに、滅却の事績について「滅却（廃棄）承認申請書」に記載し、整理、保管することを求めるものとする。</p>	<p>(1) 外国貨物の滅却の承認申請は、当該承認申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「滅却（廃棄）承認申請書」(C-3170) 2通を<u>税関に提出することにより行わせ</u>、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。</p> <p>なお、恒常に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合であって、税関長が取締上支障がないと認めたときは、一定期間について包括的に承認して差し支えない。この場合においては、あらかじめ「包括滅却承認申請書」(C-3171) <u>を2通税関に提出させ</u>、うち1通に承認印を押印して申請者に交付するものとし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡させるとともに、滅却の事績について「滅却（廃棄）承認申請書」に記載し、整理、保管しておくものとする。</p>
<p>(2) 貨物の滅却の承認は、原則として、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>なお、これ以外の場合であつても、貨物が国内消費の需要に適合しなくなり、かつ、これを外国に積戻しすれば採算的に多大の損失を來すこととなると認められるときには、滅却の承認を行つて差し支えないものとする。</p>	<p>(2) 貨物の滅却の承認は、原則として、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>なお、これ以外の場合であつても、貨物が国内消費の需要に適合しなくなり、かつ、これを外国に積戻しすれば採算的に多大の損失を來すこととなると認められるときには、滅却の承認を行つて差し支えないものとする。</p>

第5章 運送

(郵便物の保税運送の届出手続等)

63の9-1 郵便物（法第30条第1項第3号の特定郵便物を除く。以下の項、63の9-2及び65の2-1において同じ。）の保税運送の届出手続等については、次による。

第5章 運送

(郵便物の保税運送の届出手続等)

63の9-1 郵便物（法第30条第1項第3号の特定郵便物を除く。以下の項及び63の9-2において同じ。）の保税運送の届出手続等については、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1)～(6) (省略)	
<u>(保税運送の取扱いの準用)</u>	
<p><u>65の2－1 前記65－1（運送期間の経過による関税の徴収）(1)、65－2（運送期間の経過による関税の徴収に係る用語の意義）、65－3（運送貨物の滅却の承認の申請）、65－4（運送貨物が亡失した場合の届出）及び65－5（運送貨物が保税地域等に搬入する前に亡失した場合の取扱い）の取扱いは、保税運送される郵便物について準用するものとする。</u></p>	<p>(1)～(6) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第6章 通關</p> <p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(輸出者等による自発的処理の取扱い)</p> <p><u>69の3－2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。なお、疑義貨物又は侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p><u>疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通關扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」(C－5619)を提出させたうえで、原則として、税關職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。また、疑義貨物について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。なお、法第34条に規定する手續又は法第45条に規定する手續は不要であるので留意する。</u></p>	<p>第6章 通關</p> <p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>(輸出者等による自発的処理の取扱い)</p> <p><u>69の3－2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p><u>疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通關扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」(C－5619)を提出させたうえで、税關職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。なお、法第34条に規定する手續又は法第45条に規定する手續は不要であるので留意する。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ので留意する。 ロ～ホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、廃棄又は減却を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、原則として、税關職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は減却を行うものとする。<u>また、侵害物品について契約(約款を含む。)に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(ロ)の減却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</u>なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。 ロ～ホ (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p>	<p>ロ～ホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、廃棄又は減却を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、税關職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は減却を行うものとする。なお、法第34条に規定する手續又は法第45条に規定する手續は不要であるので留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い) 69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。<u>なお、疑義貨物又は侵害物品について契約(約款を含む。)に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(ロ)の減却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 輸入者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、原則として、税關職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は減却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめる。<u>なお、疑義貨物について契約(約款を含む。)に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(ロ)の減却を希望する旨申出があ</u></p>	<p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い) 69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 輸入者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、税關職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は減却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>った場合も、同様とする。 ロ～ホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 輸入者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、輸入申告を撤回させたうえ、原則として、税關職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は減却を行うものとする。なお、侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(ロ)の減却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。 ロ～ホ (省略) (4)～(6) (省略)</p>	<p>ロ～ホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理 イ 保税地域における廃棄又は減却 輸入者が保税地域における廃棄又は減却を行うことを申し出た場合は、輸入申告を撤回させたうえ、税關職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は減却を行うものとする。</p> <p>ロ～ホ (同左) (4)～(6) (同左)</p>